

質問第一二〇号

東京高等検察庁黒川検事長の賭けマージャンによる賭博罪既遂及び国家公務員倫理法令違反等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年五月二十日

小西洋之

参議院議長 山東昭子 殿



東京高等検察庁黒川検事長の賭けマージャンによる賭博罪既遂及び国家公務員倫理法令違反等

に関する質問主意書

一 政府は本年五月に発売の週刊誌（週刊文春）において東京高等検察庁黒川検事長（以下「黒川検事長」という。）について表題「黒川弘務検事長は接待賭け麻雀常習犯」との記事が報道されていることを承知しているか。

承知していない場合はその内容を確認の上、当該記事中の黒川検事長が賭博罪に該当するいわゆる賭けマージャンを行ったとする旨及び国家公務員倫理規程に違反する新聞社のハイヤー利用を行ったとする旨の報道に関する政府の見解を示されたい。

二 黒川検事長は本年五月一日から同月二日の間の時間において、東京都内で金銭を賭けたいわゆる賭けマージャンを行っていたのか。事実関係を黒川検事長に確認の上、示されたい。

三 黒川検事長は本年五月一日から同月二日の間の時間において、東京都内でマージャンを行っていたのか。事実関係を黒川検事長に確認の上、示されたい。

四 前記二及び三について、黒川検事長がいわゆる賭けマージャン、あるいは、マージャンを行う行為は黒

川検事長にとって不要不急ではないものであったのか。また、その場所はいわゆる三密の状態ではない場所であったのか。事実関係を黒川検事長に確認の上、示されたい。

五 黒川検事長は本年五月十三日に、東京都内で金銭を賭けたいいわゆる賭けマージャンを行っていたのか。事実関係を黒川検事長に確認の上、示されたい。

六 黒川検事長は本年五月十三日に、東京都内でマージャンを行っていたのか。事実関係を黒川検事長に確認の上、示されたい。

七 前記五及び六について、黒川検事長がいわゆる賭けマージャン、あるいは、マージャンを行う行為は黒川検事長にとって不要不急ではないものであったのか。また、その場所はいわゆる三密の状態ではない場所であったのか。事実関係を黒川検事長に確認の上、示されたい。

八 黒川検事長は法務省入省後のこれまでの間に、金銭を賭けたいいわゆる賭けマージャンを行ったことがあるのか。事実関係を黒川検事長に確認の上、示されたい。

九 黒川検事長は本年五月一日、同月二日、同月十三日、同月十四日のいずれかに新聞社のハイヤーに乗車したことがあるのか。事実関係を黒川検事長に確認の上、乗車した日にちを全て示されたい。

十 黒川検事長は法務省入省後のこれまでの間に、新聞社のハイヤーに繰り返し乗車することにより社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待又は財産上の利益の供与を受けたことがあるのか。事実関係を黒川検事長に確認の上、示すとともに、当該事実関係の国家公務員倫理規程への抵触あるいは違反の有無に関する政府の見解を示されたい。

十一 政府は、黒川検事長が金銭を賭けたいわゆる賭けマージャンを行い、あるいは、新聞社より国家公務員倫理規程に反するような供応接待あるいは利益の供与を受けたことがあるのかどうかについて、法令に則り黒川検事長に対して捜査、あるいは調査を行うか。行わない場合は、その理由を示されたい。

十二 仮に、黒川検事長が金銭を賭けたいわゆる賭けマージャンを行い（しかも、四月七日の新型コロナウイルス感染拡大に係る緊急事態宣言下において）、あるいは、新聞社より国家公務員倫理規程に反するような供応接待あるいは利益の供与を受けたことがあるのであれば、国民の検察への信頼が回復不能なまでに失墜する重大な問題であり、黒川検事長は即刻辞職するべきではないか。政府の見解を示されたい。

右質問する。